

札幌市消防団災害活動等要綱（平成19年12月20日）

改正 平成30年3月30日 令和3年3月12日 令和5年11月24日

札幌市消防団災害活動要綱（平成9年2月13日）の全部改正（平成19年12月20日）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 災害活動体制（第5条－第10条）
- 第3章 訓練（第11条－第15条）
- 第4章 消防通信（第16条－第19条）
- 第5章 活動体制の強化（第20条－第25条）
- 第6章 応援体制（第26条・第27条）
- 第7章 補則（第28条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、消防団がその機能を十分に発揮するために必要な組織、任務その他活動の基本を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、水火災のほか、危険物等の流出、爆発、暴風、豪雪、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害及び救助又は救急業務を要する事故により生ずる被害をいう。
- (1)の2 災害活動とは、消防団員が行う消火、救助、救護、災害応急対策及び災害復旧その他の災害防御活動をいう。
- (2) 管轄区域とは、札幌市消防団条例（昭和30年条例第9号。以下「条例」という。）第2条第2項に定める消防団の区域をいう。
- (3) 所轄区域とは、札幌市消防団規則（昭和30年規則第36号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定により市長が別に定める分団の区域をいう。
- (4) 団施設とは、分団詰所及び分団機具庫をいう。
- (5) 指揮本部とは、札幌市消防局警防規程（平成11年消防長訓令第4号。以下「警防規程」という。）第47条に規定する現場指揮本部をいう。
- (6) 上席者とは、階級が上位（本部長は分団長より上位、副本部長は副分団長より上位とする。以下同じ。）の者をいい、階級が同位の場合は、災害現場を所轄する分団の消防団員、先に現階級に任命された者の順に上位とする。
- (7) 現場最高指揮者とは、警防規程第2条第7号に規定する現場最高指揮者をいう。
- (8) 非常警備体制とは、警防規程第67条の規定により消防局長が発令するものをいう。

- (9) 署隊本部とは、警防規程第69条第1項に規定する署隊本部をいう。
- (10) 署隊本部長とは、警防規程第69条第2項第1号に規定する署隊本部長をいう。
- (11) 前各号に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、条例又は規則において使用する用語の例による。

(災害活動の責任)

第3条 団長は、所属の消防団員を指揮監督して、災害活動を統括する。

- 2 副団長は団長の命を受けて災害活動に従事するとともに、団長を補佐し、団長に事故があるときは、あらかじめ団長が定めた順序でその職務を代理する。
- 3 本部長は、団長又は副団長の命を受けて災害活動に従事するとともに、所属の消防団員を指揮監督して、消防団本部の災害活動を統括する。
- 4 分団長は、団長又は副団長の命を受けて災害活動に従事するとともに、所属の消防団員を指揮監督して、分団の災害活動を統括する。
- 5 副本部長は、本部長の命を受けて災害活動に従事するとともに、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 副分団長は分団長の命を受けて災害活動に従事するとともに、分団長を補佐し、分団長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 部長以下の消防団員は、本部長もしくは分団長、または副本部長もしくは副分団長の命を受けて災害活動に従事しなければならない。

(連絡調整)

第4条 消防団は、管轄区域の消防署及び災害活動をする区域を管轄する消防署と緊密な連絡調整の上、災害活動を行うものとする。

第2章 災害活動体制

(消防団本部及び分団の任務)

第5条 災害発生時等における消防団本部及び分団の任務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 消防団本部の任務 情報収集、分団の指揮その他の後方支援活動を行う。
- (2) 分団の任務 消火、救助、救護その他の災害防御活動を行う。

(出動)

第6条 災害の覚知は、消防指令システムと連動した災害発生通知又は電話連絡、その他札幌市消防局が発信する災害発生情報（以下「災害発生通知等」という。）によるものとし、出動種別は、別表1によるものとする。

- 2 消防団員は、所属分団の所轄区域又はこれ以外の近隣地域（所属消防団の管轄区域に限る。）における災害（出動種別が特殊火災出動、特殊救急救助出動、水難救助出動、豊平川水難救助出動、山岳救助出動、水防出動、危険排除出動、山岳遭難危険排除出動及びその他災害出動である災害を除く。）を覚知したときは、直ちに災害現場へ出動するものとする。ただし、資機材を有効に搬送できるときは、団施設を経由し災害現場へ出動するものとする。
- 3 消防車両のサイレンを聴取した場合は、災害発生通知等により前項に掲げる災害である

ことを確認した場合に限り出動するものとする。

4 第2項に掲げるもの以外は、団長の命令に従い出動するものとする。

5 出動時及び活動時の服装等は出動種別に応じて別表2を基準としつつ、活動内容に応じたものとする。

(現場指揮)

第7条 消防団員の現場での活動を指揮させるため消防団現場指揮者を置き、臨場した消防団員で階級が副分団長以上の者のうち、最上席者をもって充てる。

2 前項に規定する者が現場に到着するまでの間は、臨場した消防団員で階級が部長以下の者のうち、最上席者がこの職務を代理する。

3 消防団現場指揮者は、消防団指揮と背面に表示した指定色（黄色）のベストによりこれを明示するものとする。

4 消防団現場指揮者は、指揮本部直近に部署し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 消防団員の出動状況の把握
- (2) 消防団員からの情報収集
- (3) 聴取した情報の現場最高指揮者への報告
- (4) 現場最高指揮者の指示及び要請事項の聴取
- (5) 必要に応じた班の編成
- (6) 消防団員への活動指示及び命令
- (7) 消防団員の増援要請
- (8) その他消防団員を指揮統制する上で必要な事項

5 消防団現場指揮者は、複数の分団を指揮するときは、指揮の拠点として、指揮本部直近に消防団現場指揮本部を置くことができる。

6 消防団現場指揮本部の活動を統括するため、消防団現場指揮本部長を置き、消防団現場指揮者をもって充てる。

7 消防団現場指揮本部の任務は第4項に規定する消防団現場指揮者の任務とし、構成員は消防団現場指揮本部長が指名する。

8 消防団現場指揮本部の解散は、指揮本部と協議の上、消防団現場指揮本部長が決定する。

(活動基準)

第8条 第6条第2項から第4項により出動した消防団員は、現場到着後に速やかに消防団現場指揮者に現場到着の報告を行い、災害種別ごとに別表3による活動を基準としつつ、災害の状況に応じた活動を行うものとする。

2 現場最高指揮者から消防団員への活動指示については、消防団現場指揮者を通じて行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(安全管理)

第9条 消防団現場指揮者は消防団員と連携を密にして、次の各号に掲げる事項に配慮し、消防団員の安全管理に努めなければならない。

- (1) 災害の種別及び規模並びに装備品等に応じ、消防団員の安全を十分に確保した上での指揮に努めること。

- (2) 消防団員の疲労及び健康状態等を考慮し、交代等の必要な安全措置を講ずること。
- (3) 危険要因の把握に努め、災害現場の状況が急変した場合は、速やかに退避等の指示を与えること。

2 消防団員は、次に掲げる事項を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

- (1) 消防団現場指揮者の指示又は命令の下に統制ある行動をとること。
- (2) 災害の種別及び規模、装備品並びに自身の体調等を考慮し、安全範囲内での活動を心がけること。
- (3) 消防団現場指揮者及び他の消防団員との連携を密にし、現場の状況が急変した場合は、その旨を直ちに消防団現場指揮者へ報告すること。

(現場引揚)

第10条 消防団員の引揚げは、消防団現場指揮者が決定するものとする。

2 前項の引揚げの決定に際しては、現場最高指揮者と協議の上、行うものとする。

3 消防団現場指揮者は、引揚げ時には次の各号に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 消防団員のけが等の有無の確認
- (2) 使用資機材の員数及び損傷の確認

第3章 訓練

(訓練実施者)

第11条 団長は災害発生時等において、消防団がその機能を十分に発揮するために必要な訓練を実施するものとする。

(訓練の区分)

第12条 前条の訓練の種別は次のとおりとする。

(1) 基本訓練

各種資機材の取扱訓練、ロープ結索訓練、放水訓練、揚水訓練、応急手当の技術の習熟を図る訓練、各種水防工法の技術の習熟を図る訓練、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）に規定する各操法及び訓練礼式等

(2) 応用訓練

火災、救助、救急及び水防活動の技術の向上を図る想定訓練、大規模災害対応訓練及び消防隊（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第8号に規定する消防隊をいい、消防吏員によるものに限る。）との連携訓練等

(3) 総合訓練

各種訓練を組み合わせた総合的な消防活動技術を習熟する訓練及びより実災害に則した消防活動技術を習熟する訓練等

(4) その他

前各号に掲げるもののほか団長が必要と認める訓練

(訓練の実施等)

第13条 団長は訓練を実施するにあたっては、事前に計画を策定し、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、軽易な訓練については、この限りではない。

(1) 目的

- (2) 日時及び場所
- (3) 訓練責任者
- (4) 安全管理員
- (5) 参加消防団員
- (6) 訓練内容
- (7) その他必要と認める事項
(訓練時の安全管理)

第14条 訓練時は、次の各号に掲げる事項に配慮し、安全管理に努めなければならない。

- (1) 訓練に起因する危険要因を把握し、安全を十分に確保した上で訓練を実施すること。
 - (2) 訓練に使用する施設、資機材及び装備品の事前点検を行うこと。
 - (3) 消防団員の能力に応じた適当な訓練を実施すること。
 - (4) 消防団員の疲労及び健康状態等を考慮し休憩をとること。
- (訓練の成果確認)

第15条 団長は必要に応じて訓練成果の確認を行うものとする。

第4章 消防通信

(消防通信の原則)

第16条 消防団における消防通信は、通信機器を効果的に活用し、災害活動に必要な情報、指示又は命令の伝達等を迅速かつ的確に行い、災害活動の効率化を図ることを原則とする。

(無線局の種別及び通信機器等)

第17条 消防団における消防通信の無線局は、消防団本部に設置する基地局、分団に配備する携帯局及び消防団車両に設置する移動局とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、災害現場での情報共有のため、災害現場で活動する消防団員に必要な通信機器を配備する。
- 3 前2項の運用に必要な通信機器の呼出し名称及び指定するチャンネルは別表4のとおりとする。

(無線局の通信方法)

第18条 無線通信は、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）の規定に基づき簡潔明瞭に行い、他の無線局の運用を障害してはならない。

(中継通信)

第19条 無線局相互間の交信に障害が生じていることを聴取した無線局は、中継通信に努めなければならない。

第5章 活動体制の強化

(非常警備体制)

第20条 非常警備体制が発令されたときは、団長は、別表5に定める区分ごとに消防団員を招集するものとする。ただし、札幌管区气象台が市域で震度5弱の地震の発生を発表したときは、第2非常警備体制発令時の招集が、震度5強以上の地震の発生を発表したときは、第3非常警備体制発令時の招集がそれぞれ全ての消防団にあったものとみなす。

- 2 団長は、前項の招集が速やかに行われるよう伝達系統図（別記様式1）を作成し、消防

団本部及び分団ごとに、参集場所をあらかじめ定めておくものとする。

- 3 参集者は、消防団本部及び分団ごとに参集者名簿（別記様式2）に記載し、その人数は30分ごとに次条に定める消防団指揮本部に報告し、参集者集計表（別記様式3）に記録するものとする。

（消防団指揮本部）

第21条 非常警備体制が発令されたときは、各分団の活動を指揮統制するため、管轄区域の消防署に消防団指揮本部を置く。

- 2 消防団指揮本部に消防団指揮本部長を置き、団長をもって充てる。

2の2 消防団指揮本部長は消防団指揮本部の事務を統括し、所属する消防団員を指揮監督する。

- 3 消防団指揮本部に消防団指揮副本部長を置き、副団長をもって充てる。

3の2 消防団指揮副本部長は、消防団指揮本部長を助け、消防団指揮本部長に事故があるときは、あらかじめ消防団指揮本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

- 4 消防団指揮本部に別表6の担当を置き、消防団本部に所属する消防団員をもって充てる。

5 前項に定める組織は、消防団指揮本部任務担当組織表（別記様式4）によりあらかじめ定めておくものとする。

- 6 消防団指揮本部は、署隊本部と連携を密にしながらその指揮に当たるものとする。

- 7 消防団指揮本部の解散は、署隊本部長と協議の上、消防団指揮本部長が決定する。

（非常警備体制における分団の活動体制）

第22条 前条第1項の消防団指揮本部が置かれたときは、分団に別表7の担当を置き、分団に所属する消防団員をもって充てる。

- 2 前項に定める組織は、分団任務担当組織表（別記様式5）によりあらかじめ定めておくものとする。

（特別警戒体制）

第23条 団長は、次に掲げる大規模な催物が開催される場合等において、必要に応じて特別警戒を実施するものとする。

- (1) 大規模又は社会的に重要な行事
- (2) 天皇陛下の行幸又は皇太子殿下の行啓
- (3) 国賓の来訪
- (4) 大規模な集団行動
- (5) 国際的なスポーツ大会その他の大規模な催物等
- (6) 札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）第63条の3に規定する指定催し
- (7) 春季、年末年始等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

（消防団警戒本部）

第24条 前条の特別警戒を実施するときは、必要に応じて管轄区域の消防署に消防団特別警戒本部（以下「警戒本部」という。）を置く。

- 2 警戒本部に消防団特別警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）を置き、団長をもつ

て充てる。

- 3 警戒本部長は警戒本部の事務を統括し、所属する消防団員を指揮監督する。
- 4 警戒本部に消防団特別警戒副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、副団長をもって充てる。
- 5 警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長に事故があるときは、あらかじめ警戒本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、警戒本部の組織はその都度団長が定める。
- 7 警戒本部は、管轄区域の消防署と連携を密にしながらその警戒に当たるものとする。
（警戒パトロール等）

第25条 団長は第20条及び第23条のほか、災害の予防又は管内の状況把握等のため必要と認めるときは警戒パトロール等を実施するものとする。

第6章 応援体制

（応援出動）

第26条 団長は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく相互応援協定による消防団の応援要請に応じて、市長が応援隊の派遣を決定したときは、速やかに必要と認める消防団員を出動させるものとする。

（応援出動に伴う報告）

第27条 派遣された消防団員のうち最上席者は、災害の状況、活動の状況及び派遣された消防団員の状況について、毎日団長に報告しなければならない。

第7章 補則

（委任）

第28条 その他必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日）

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。